

# 報酬額表

## 行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事件名	報酬額	備考
■ 事業協同組合関連		
新規設立認可申請	500,000円	
定款変更認可申請（基本料+1ヶ所）	50,000円	基本料+認可庁1ヶ所
定款変更認可申請（追加認可庁1ヶ所あたり）	20,000円	同じ変更内容で申請する場合
決算関係書類提出	20,000円	
役員変更届	20,000円	
解散の届出	50,000円	
監査立ち合い、行政庁への同行	15,000円	（1時間あたり）
面談による相談料	10,000円	（1時間あたり）
書類作成	5,000円	（1時間あたり）
■ 監理団体関連		
監理団体新規許可申請	300,000円	
監理団体許可条件変更申請	50,000円	送付機関や職種の追加・変更等
技能実習計画認定申請（基本料+1人）	150,000円	基本料+技能実習生1人
技能実習計画認定申請（追加1人あたり）	20,000円	同じ計画内容で申請する場合
在留資格認定取得・更新申請	20,000円	（技能実習生1人あたり）
実習実施者の届出、軽微変更届	20,000円	
監査立ち合い、行政庁への同行	15,000円	（1時間あたり）
面談による相談料	10,000円	（1時間あたり）
書類作成	5,000円	（1時間あたり）

### ※その他の事項

- ・上記報酬額の半額と実費（国や自治体の手数料、登録免許税、収入印紙代、郵送料など）を着手金として受領した上で、業務を開始させていただきます。
- ・報酬額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- ・官公署へ収める実費(手数料/証紙代/登録免許税等)、公証人への手数料、他士業への報酬、書類の取寄せにかかる送料等の実費等が発生する場合は、別途ご負担をお願いいたします。
- ・遠地への出張を伴い、交通費・宿泊費等の実費が発生する場合は、別途ご負担をお願いいたします。
- ・特殊事情のある事案、または特別に時間を要する事案については、上記報酬額と異なる場合がございます。その場合は個別に見積りを作成しご提示いたします。
- ・この表に定めのない事件の報酬額については、ご相談の段階で見積りを作成しご提示いたします。
- ・他の法律により禁止されている業務は受任いたしかねますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

令和2年5月1日



大阪府行政書士会会員  
行政書士アライブ総合事務所  
代表行政書士 相澤 克典

